

平成15年11月27日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	桑原允彦
助役	出村素明
収入役	井手口馨
総務部長	唐島稔
市民部長	矢野正
産業部長	山口賢治
建設環境部長	江頭毅一郎
企画課長	北村建治
総務課長	山本克樹
財政課長	藤田洋一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長	正宝典子
税務課長	西本勝次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長	峰松光夫
保険健康課長	平尾弘義
農林水産課長	中橋孝司郎
商工観光課長	北御門敏則
都市建設課長	中川宏
環境下水道課長	藤家敏昭
水道課長	井手讓二
会計課長	森久幸
教育長	小野原利幸
教育次長兼庶務課長	北村和博
生涯学習課長兼中央公民館長	中村博之
同和対策課長兼 生涯学習課参事	田中義明
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事	武藤竹美
監査委員事務局長	安富弘信

平成15年11月27日（木）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 議案第57号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第58号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第64号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第65号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第66号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第67号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第68号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第69号 平成15年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について
（質疑、討論、採決）
-

午前10時13分 開会

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから平成15年鹿島市議会11月臨時会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、10番北原慎也君、11番寺山富子君、12番岩吉泰彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程案のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の11月臨時会に市長から議案13件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成15年度に係る平成15年8月分、平成15年9月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る9月の定例会において採択になりました意見書第6号 佐賀商工共済協同組合破綻による被害者の救済を求める意見書、これは9月26日付で佐賀県知事あてに送付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

議案第57号から議案第69号までの13議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成15年11月市議会臨時会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分1件、条例改正6件、補正予算6件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第57号 専決処分事項（平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））の承認について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算（第4号）は、衆議院議員総選挙関係経費の専決処分で、予算の総額に15,323千円を追加し、予算の総額を11,838,983千円といたしましたものでございます。

次に、議案第58号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例、議案第59号 鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例及び議案第60号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

人事院は、従来から国家公務員の給与については、社会情勢全般の動向を踏まえつつ、民間給与に均衡させることを基本といたしております。

このため、毎年、民間給与の水準を的確に把握するとともに、広く各界からの意見を聴取し、さまざまな角度から検討して、勧告を行っているところであり、本年も、去る8月8日に国会及び内閣に対して勧告を行ったところでございます。

本年の人事院勧告は、引き続き厳しい経済・雇用情勢を反映し、公務員の月例給が民間を上回っていることが明らかになったため、民間準拠の原則にのっとり、昨年に引き続き基本給の引き下げ改定を行うとともに、配偶者に係る扶養手当の引き下げ等により、月例給を民間の水準まで引き下げる勧告を行ったところでございます。

また、ボーナスなどの特別給についても、公務員が民間を上回っていたため、昨年に引き続き期末手当の支給月数を一般の職員の場合0.25月分引き下げる勧告を行ったところでございます。

内閣は、この勧告を受け、9月16日に人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、国会に改正法案を提出、法案は10月10日に可決成立したところでございます。

そこで、本市におきましても、職員の給与について、国家公務員等の給与改定に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第61号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例及び議案第62号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

これは、特別職の期末手当に関する規定の改正をお願いいたすものでございます。特別職の期末手当につきましては、現行の条例の規定では、職員の給与条例を準用して算出する

こととなっておりますが、支給月数につきましては、昨年から職員とは別に規定しております。

今回、議案第58号において職員の期末手当の支給月数の引き下げを提案させていただいておりますが、議員の皆様及び三役の期末手当の支給月数についても、引き下げをお願いするものでございます。

次に、議案第63号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

教育長の期末手当につきましては、市三役との均衡を考慮して、職員の期末手当の支給月数の引き下げに伴い、特別職と同様の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第64号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について、議案第65号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について及び議案第68号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について一括して申し上げます。

これら5議案とも本日提案いたしております職員の給与条例等の改正に伴う予算措置でございます。

このうち一般会計につきましては、給与改定及び職員の異動等に伴う増減調整により、歳出で給与費を65,776千円、予備費を224千円それぞれ減額いたしております。これに伴い、歳入で基金繰入金を66,000千円減額し、予算の総額を11,772,983千円といたしております。

同様に、公共下水道事業特別会計では1,602千円、国民健康保険特別会計では720千円、老人保健特別会計では90千円の給与費をそれぞれ減額し、予備費で調整いたしております。

これらをまとめた、給与管理特別会計では、各会計からの振替額が全体で減額になっておりますので、給与振替収入及び給与管理費をそれぞれ63,979千円減額し、予算の総額を2,124,444千円といたすものでございます。

次に、議案第69号 平成15年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、一般会計補正予算などと同じく水道企業職員の給与改定及び人事異動に伴う人件費の予算措置でございまして、収益的支出の営業費用で4,576千円減額し、資本的支出の建設改良費で2,442千円減額いたすものでございます。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

このまま暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

お諮りいたします。議案第57号から議案第69号までの13議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号から議案第69号までの13議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第57号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第57号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

おはようございます。議案書につきましては1ページでございますけれども、別冊の平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）で御説明をいたします。

この補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、10月10日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしましたものでございます。

この補正は、衆議院の解散に伴いまして、去る11月9日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要した経費について専決処分いたしましたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,323千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,838,983千円といたしております。

補正の内容につきましては、4ページ以降の補正予算の説明書によりまして御説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、12款．県支出金、3項．委託金、1目．総務費委託金に衆議院議員総選挙費委託金としまして15,323千円を計上いたしております。

7ページ、歳出ですが、2款．総務費、4項．選挙費、7目．衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に1節の報酬から18節の備品購入費まで、それぞれ説明欄に掲げられておりますが、総選挙の執行経費として15,333千円を計上いたしております。

8ページをごらんください。

14款．予備費につきましては、10千円を減額して調整いたしております。

なお、9ページ以降につきましては、給与費明細書でございますが、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第58号～議案第63号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第58号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第59号 鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第60号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、議案第62号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例について、議案第63号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

それでは、議案第58号から第63号までを一括して御説明を申し上げます。少し長くなるかと思えます。どうか御容赦いただきたいと思います。

まず、説明をいたします前に、国家公務員に対する本年の人事院勧告の概要につきまして御説明申し上げます。

人事院は、去る8月8日、国家公務員の給与を平均して1.07%、金額にして4,054円引き

下げるよう国会と内閣に勧告したところでございます。期末・勤勉手当についても0.25月減らして年間 4.4月とし、諸手当についても見直しが盛り込まれております。

この勧告は、引き続き厳しい経済雇用情勢を反映し、情勢適応の原則により、昨年に引き続き月例給等の引き下げを勧告したところでございます。この勧告を受けまして、内閣は9月16日に人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、国会では10月10日に給与法改定法案が可決成立したところでございます。

こういった状況を受けまして、本市職員の給与改定につきましても、国家公務員に準じる取り扱いによりまして、給与条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、議案第58号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書は2ページから7ページでございますが、説明資料の1ページから4ページで説明をさせていただきます。

まず、説明資料の1ページをお開きください。

右側の「旧」とした表が改正前で、左側が改正後となっております。改正後の「新」とした表をごらんいただきますと、一番上に「第1条による改正分」、そういった表現をいたしておりますが、この第1条による改正分につきましては、施行期日を平成15年12月1日からとするものでございまして——次のページをちょっと、申しわけございません、お開きください。次のページの上から8行目には、「第2条による改正分」という表現をいたしております。この第2条による改正分の施行期日を平成16年の4月1日からとするものです。こういう分け方をいたしております。

それでは、御説明を申し上げます。説明資料1ページをごらんください。

1ページの第9条第3項、(扶養手当)でございまして、配偶者に係る支給月額を「14,000円」から500円引き下げて「13,500円」とするものでございます。

次に、同じく説明資料1ページの下の方の10条の3、(住居手当)でございまして、職員等の所有に係る住宅については、これまで一定額が支給されておりました。これを新築、または購入後5年間に限り支給をするという、こういった内容でございまして。

同じく、この説明資料の1ページから2ページにまたがりまして、(期末手当)でございまして。2ページをごらんください。

第19条の第2項の改正ですが、現在、期末手当は6月分が100分の155、12月分が100分の170の年間3.25月となっております。これを0.25月引き下げて12月分の「100分の170」を「100分の145」に改正するものでございます。このことは、6月分は既に支給済みですので、12月で調整するものでございます。

次に、説明資料の2ページをそのままごらんください。

「第2条による改正分」としてございまして、ここから以降の分は施行期日を平成16年4月

1日からとするものです。

第10条の2の（通勤手当）ですが、第2項第1号の改正は、これまで交通機関等利用者の通勤手当は1カ月単位で支給するとしておりましたが、これを6カ月定期の価格による一括支給に変更して、あわせて2分の1の加算措置を廃止し、55千円までを全額支給とするものです。

同じく、第2項第2号の改正は、自動車等のいわゆる交通用具利用者の通勤手当の改正でございます。

次に、3ページをごらんください。

同じく、第2項第3号の改正は、交通機関と自動車等を併用して通勤している場合の手当の改正です。

第3項から第6項については、支給に関する事、それから返納に関する事、そういったことの改正となっております。

次に、説明資料3ページから4ページにわたります第19条の（期末手当）ですが、先ほどは0.25月の引き下げ分を12月分から一遍に引き下げる改正をお願いをいたしました。ここでの改正は、来年度以降について、6月分を「100分の155」から「100分の140」に、12月分は「100分の145」を「100分の160」にさらに改正すると、そういったものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書にちょっと戻っていただきまして、4ページをお開きください。

この給料表でございますが、改定後の行政職の給料表をこの表のように改定をお願いいたすものでございまして、この表では、初任給付近につきましては引き下げ率を緩和し、管理職等については平均をやや超える引き下げ率となっております。

次に、同じく議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

ここに「附則」とあります。この附則について御説明をいたします。

附則第1項、ここは施行期日を定めたものでございまして、給料月額、扶養手当、住居手当及び平成15年12月に支給される期末手当に係るこれらの改定の期日は、平成15年12月1日としまして、通勤手当及び平成16年度に支給される期末手当等の改定の施行期日、これは平成16年4月1日からとする、そういった附則の内容でございます。

附則第2項は、最高号給を超える職員の切りかえについて定めるものでございまして、最高号給を超える給料月額の支給を受けている職員についての改定は規則で定めると、そういった内容でございます。

附則第3項は、改正前に昇格等をした者と改正後に昇格等をした者との間に不均衡を生じた場合、調整できると定めております。

附則第4項は、附則の第2項、3項において規定する号給与及び給料月額は、条例または規

則で定めるものとしたものでございます。

附則第5項は、平成15年12月に支給する期末手当についての特例を定めておきまして、支給すべき期末手当から給与改定に伴う差額分を差し引いて支給をすると、そういった内容でございます。

附則第6項は、規則への委任を規定したものでございます。

次に、議案第59号 鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

説明資料の5ページをお開きください。

第4条の2、（住居手当）についてですが、さきに説明しました職員給与条例改正と同じく、新築または購入後5年間に限り支給するという改正内容です。

次に、議案第60号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

説明資料6ページでございます。

ここも先ほどと同じく、住居手当に関する条例の改正でございます。

次に、議案第61号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

説明資料の7ページで御説明いたします。

左の方の「新」と表現したところをごらんください。ここが改正後になります。「第1条による改正分」とあるのは、施行期日を平成15年12月1日、その下の方の「第2条による改正分」とあるのは、施行期日を平成16年4月1日とするものです。

まず、「第1条による改正分」についてですが、特別職の期末手当につきましては、職員の給与条例を準用するという条例の規定にのっとりまして、支給月数については職員とは別に規定をしてあります。また、国の方から国の指定職に準じて所要の措置を講ずることが適当であるという指導もあっておきまして、0.2月分の引き下げをお願いするものでございます。

また7ページをごらんいただきまして、一番冒頭の第5条第2項でございますけど、ここでは6月の期末手当の額については100分の170の現行どおりとしまして、12月の期末手当の額については「100分の180」から「100分の160」に改正をお願いするものです。6月分は既に支給済みですので、12月で調整をお願いするものです。

説明資料7ページをそのままごらんください。

「第2条による改正分」につきましては、施行期日を平成16年4月1日からとするものでございまして、改正内容ですが、これは6月支給分を「100分の170」から「100分の160」に、それから、12月支給分を「100分の160」から「100分の170」に再度改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第62号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第63号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、次のページ以降でございますが、同じように改正をお願いするものでございます。

最後になりますが、もう一度議案書に戻っていただきまして、恐縮でございますが、13ページをお開きいただきたいと思います。

この13ページの下の方の附則について御説明申し上げます。

附則第1項は、施行期日を定めたものでございます。

附則第2項は、さきに説明しました職員給与条例の附則第5項は適用しないというものです。いわゆる調整はしないという規定でございます。

なお、同じく議案書の15ページと17ページの附則につきましても同じ規定でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいま提案をされましたけれども、今回の改正案というのは、御説明がありましたように、民間との格差を是正するというようなことでの改正ということになっておるわけですが、今日、非常に不況が深刻化していると。特に、その不況も消費不況と言われますかね、消費不況が主なものだというようなことが言われているわけですが、昨年に引き続いての大幅な引き下げというような状況の中で、私は二つのことが非常に心配です。

一つは、当事者である職員の皆さん方の生活の問題ですね。一応決まった給料があるわけですので、それぞれの人たちがそれぞれの収入に合わせての生活設計を立てていかれる、当然のことだと思います。特にそういう中で、今子供さんたちを高校なり大学にやっている職員の方もいるでしょう。そして、それなりの収入をめぐりながら新しい家を建てたりされている人もあるでしょう。そういう中で、やはり月々の予定されていた収入が大きく削減されるということになりますと、それぞれの生活設計というのが大きく狂っていくという状況はもう逃れられないわけですね。ほかに入るわけがないわけです。そういう状況が一つ心配です。

もう1点は、この不況の中で鹿島市の経済状況をますます悪化させていくということ、このことはもうだれしも考えることではないかと思います。昨日の全協の中では市長は、市民にはそんなに影響はないんだというような答弁をなさっておりますが、どこを見ておっしゃったのか私はわかりませんがね。昨年も引き下げがあった中で、確かに公務員は給与が高いと、取り過ぎよっばいという声も市民の人からあります。そういう声が出るというのは、余

りにも市民の皆さんたちの暮らしぶりが悪くなってきていると。商店においてもそうです。いろんな商店街の人ともお話をしますが、お店を閉めなくちゃいけない状況だと、しかし、閉めたからといって何ができるわけでもないというような中で、本当に今鹿島市の多く商店街の人たちが大変な実態にいらっしゃる。特に、御存じのように、あの商工共済問題が起きてから、その影響というのも大きなものとなっております。鹿島市においては、サービス業が非常に多いですね。ほかの地域に比べて鹿島市は多い方だと思いますが、そのサービス業が特に大きな打撃を受けているということは、去年どころか、その前からですね。本当に1日に一人もお客が来ないというようなお店だってたくさんあるわけです。そういう中で、お店の人たちの状況を聞いてみますと、何か月も家賃が払えない、仕入れた先への資金が払えない、そういう状況になっています。

私は、そういう鹿島市の町の状況をますます悪くしていく大きな影響が出てくるんじゃないかということで、この二つのことについて非常に心配をしますが、この点については市長はまずどのようにお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、私市長は、鹿島市民の代表者である、そして、鹿島市の納税者の代表者である、こういう基本的なスタンスをいつも確認をしながら日々の行政執行を行っております。そういう中で、もちろん私も直接的には鹿島市職員のトップですので、今までもそうですし、今もそうですが、一生懸命今職員は頑張っております。私自身もかわいいです、個人的な感情としては。しかし、やはり公務員の待遇というのは、やはりその時々々の好景気、不景気、こういうものにやっぱり左右されるべきだと。これは民間がそうです。民間企業というのは、景気がいいときには当然業績が上がって、ボーナスもたくさん出ます。しかし、不景気になりますと、当然収益も下がってボーナスも下がる。こういうふうな経済原理で動いておりますから、私はやっぱり公務員たりといえども、それには従っていくべきだと、こういう基本的なスタンスを持っております。

そういう中での今回の引き下げであります、職員の生活が心配と。そのことは私も心配をいたしますが、ここはやっぱり民間と痛みを分かちながら、厳しいときには耐えて、そして、また景気がよくなったときには人事院勧告どおり引き上げているわけです。こういう一つのサイクルというものを、やっぱり民間と公務員というのは共有すべきだというふうに思っております。

それから、鹿島市の経済状況をますます悪化させると、私は全員協議会でそう大きな影響はないですよと申し上げましたのは、これは鹿島市の今の歳入の中で職員に給与を払って、それが民間の経済社会の中にお金が出ていきます。しかし、これが今回給与を下げること

によって数千万円の歳出が抑制できるわけです、鹿島市の歳出としてはですね。その歳出分は事業費として民間に流れますので、これは職員の給与という一つのフィルターを通じた上で民間に流れていくのか、あるいは直接事業費として流れていくのか、これはほぼ同じだという意味で、私はこのこと自体が鹿島市の経済状況をひどく悪化させるということにはつながらないと、こういうふうに考えますと申し上げました。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長のお考えはわかりました。ただ、私は市の職員の人というのは、そういう状況の中で給料でどうこうして市民に奉仕をするというんじゃなくて、かねがね市民の人から、市役所の職員の人たちは給料下げちゃどがんしょんあんもんかと、私たちのためにこれだけ頑張ってもらっているからというような、そういう立場で市民に私は奉仕すべきだと思うんですよ。そうしながら、職員の人たちの生活を守っていくと、経済的に守っていくという、そういう立場をとる、そういう指導をするのが市長の役割だと私は思います。答弁は要りません。

次に、経済状況を悪化させるというのは、市長がおっしゃるには、これを直接仕事の中で返していくということをおっしゃいました。それでは、約五千二、三百万円の影響力が出ると思われませんが、具体的にそれだけのお金が出てくるわけですから、何にどう使おうとなさっているのか。例えば、決算委員会のときに14名ほどの人員削減があっているというようなことで、じゃあ、そのお金がどこに具体的に出了かということについても全く明らかではありませんでしたが、こういう形で財源を明らかに削って市民のためにやるんだということならば、じゃあ市民の人たちが、ああ、本当にこれだけ職員の人々が犠牲になっていただいたおかげで私たちがこれだけよくなったんだと、十分でなくても、わずかでもよくなったんだというような、そういう結果があらわれてこそ、私は大事なことだと思うんですがね。その辺についてはいかがですか。じゃあ、どういうところにこの財源が流れていくかということです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これはこれからの問題です。12月から、あるいは来年の4月からですから。これからどうなるかということですが、これは一般財源の中から給与を支払いますし、これの給与を支払う金額が少なくなるということは、これからの予算の中でいろんな分野に対して5,000数百万円のお金はほかの仕事ができると、こういうことなんです。だから、どれという、これは一般財源でありますから、もう重々御承知だと思います。いろんな分野に、これだけのお金

を住民サービスに回せると、こういうことになるわけです。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいまの御質問に追加をさせていただきたいと思います。

まず、この人事院勧告に伴います削減額、約50,000千円ほど出ておりますが、歳出だけをとらえてみますと、確かに50,000千円程度の削減額となっております。しかし、一方、歳入を考えますと、交付税の削減に伴います臨時財政対策債、これの借り入れを実施しておりますが、これは後年度、元利償還に対して100%が交付税に算入をされることになっております。それで、このためにこの臨時財政対策債の借り入れにつきましては、全額が認められないことが予想をされます。つまり、人事院勧告に伴います削減の相当分を差し引いた額が借り入れとして許可をされると。結局、50,000千円の歳出の削減になりますけれども、歳入の方でも50,000千円削減をされると、借り入れが許可されないというような図式になっております。平成14年度についても、特別な事情がありましたけれども、同様の考え方による措置がとられたところでございます。

したがって、15年度におきましても、歳出減の部分は歳入が減するというようなことになりまして、歳出削減額をほかに充てるということは、ちょっと今のところ考えられないというようなことで、これは財政当局といたしましても、この臨時財政対策債の額から歳入として落ち込むという見通しを持っておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの唐島部長の答弁を聞きますと、市長がおっしゃった市の事業でほかに肩がわりするんだというようなことは考えられないと、私は思いながら聞きました。

次に、具体的にお尋ねをしますが、先ほど唐島部長も約50,000千円ほどの影響だとおっしゃいましたが、鹿島市には鹿島市の職員以外に県、国、その他公務員の方がいらっしゃいますが、大体どれくらいの方があって、それらの皆さん方のすべてを含めて、确实なところの数字はわからないと思いますが、大体これくらいの影響が出てくるんだということがありましたら、御答弁ください。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

松尾議員にお答えをいたします。

全体という数字、この数字をどうつかむかということでございます。新しい資料がござい

ませんが、12年国勢調査で公務従事者、市内で 517という数字が出ております。そのうちに約 300が市の職員ということになろうかと思えます。じゃあ、それに影響額はどうかという話になりますので、仮に先ほどから出ています50,000千円ぐらいの影響額というのを単純に職員で割りますと、1人頭 165千円ぐらいの影響額になりますので、その額を掛けてみますと、約85,000千円ぐらいが影響額として出てくるんじゃないかと。概数でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

85,000千円といったら、非常に大きいですよ。これがすべて鹿島市に落ちないにしても、その経済への影響は大きなものがあると私は思います。

次にお尋ねをしますが、パート職員とか嘱託職員、それから、区長さんたちも入るんですかね、そういう人たちの賃金といいますか、そういうのに関しては、これに関連して何らかの施策がとられているのか、とられようとしているのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

今申されました職種につきましては、今回直に影響が来るということはございません。ただ、来年度以降、嘱託職員の給与改定とか、それから、賃金を今の単価をどうするのかという話、そこら辺では影響が出てくるかと思えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

やはり今回の改定がいろんなところに影響を及ぼしていくということが、これから非常に心配をされるということですね。

次に、具体的にお尋ねをします。

それでは、今回職員の人が1人当たり平均、パーセントではなく、金額で幾らボーナスから差し引かれるのか、具体的にお答えください。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

今回はどういう引き下げ方になるかといいますと、ことしの4月から11月までの給与、これの給与の額が引き下がります。これは計算の方法としては、4月給与に1.07——済みませ

ん、給与だけではございません、いろんな手当関係も含まれますけど。そういった計算で、4月から11月までを一定の計算方法で引き下げる。それと、6月にもう支給したボーナスも引き下げ率に掛けて引き下げると。その額が平均して約42千円ぐらいだったと思います。そこが引き下げ、いわゆる調整と言っていますけど、その額でございませぬ。あとプラスしますのが、12月の期末手当に0.25月分減らすということ、引き下げるとのこと。それから、12月1日以降の来年の3月までは、当然給料表が変わってきますから、その引き下げもあります。合わせまして165千円ぐらい、先ほどの42千円ぐらいと言ったのも含んでそのぐらいになるかと思ひます。ですから、その額をボーナスから調整をするという形になろうかと思ひます。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

松尾議員の1回目の質問の中で、市の経済状況への影響という中での総務部長と市長との答弁の食い違いと申しますか、説明が若干違う部分があったと思ひますけれども、確かに短期的に、今年度に限って言えば、今部長が言いましたように、財源手当てそのものが減額をされるわけですから、この分で回るといふことはないわけですが、支出、需要額そのものについては、当然今回の措置によって減額になるわけですから、翌年度以降においてはその分の事業費という、財源と申しますか、減額した部分の影響額というものは、4月以降については当然その分の財源と申しますか、その分の捻出ができるというような意味合いで市長が先ほど申し上げたというふうには理解しております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま大体165千円の差し引きだと。私も七、八年市にりましたが、12月のボーナス時期は本当に楽しかったですね。4月にさかのぼって返すんじゃないですね、もらったんですよ、差額分を。これが楽しくて働くわけじゃないですが、そういう喜びがありました。特に、給与で生活をしている家庭というのは、それだけの家庭というのは、やはり夏や冬のボーナスで息をつくというような暮らしというのは非常に多いと思ひますよ。特に、最近のように出費がふえてきている中では、余分なことは普通の月々の給料ではできないというような中で、やっぱりそういうものを当てにしながらということが非常に多いわけですが、これを見ますと、本当に今回はどうなるかなと心配をせざるを得ません。

最後にお尋ねをしたいと思ひますのは、1.07%ということですが、給料表が1号から9号までありますが、すべて平均で1.07なのか、その辺の対応がどうなされているのか。年齢的にもいろんなのがあると思ひますが、その辺についてのお答えをいただきたいと思ひま

す。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

松尾議員にお答えをいたします。

官民格差率というのが1.07ですと、それを使って格差額を求めてと、そして、それを調整をさせていただくということです。官民格差はそうだと。じゃあ、給料表をどうつくり上げていくかという話になりますと、その1.07だけじゃなくて、民間の実態を何千社と調べております。ですから、それに沿ったような形で官の方も考えていくということです。先ほど説明の中に、初任給付近は引き下げ率を緩和すると、それから、管理職層については平均をやや超える引き下げ率という表現をいたしております。具体的に、国公の1級がどのくらいかというふうなことでありますけれども、最高で1.66（27ページで訂正）ぐらいが一番高い引き下げ率、低いところで0.5、0.55でしたか、そのくらいの引き下げ率という、そういった全部が同じじゃございません。そういった率で今回新しい給料表ができ上がっているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。今、松尾議員の方から質問がありましたので、重なる点はなるべく避けていきたいと思っております。

公務員の賃金というのは、民間に準拠するというふうな中身で決められていて、こういうふうなところになっておりますが、鹿島市内のことでお聞きをしていきたいと思っております。

今回、ベースダウンということで1.07というふうな数字を出されておりますが、市内の実質賃金、市内における大方の企業の一般の従業員、これは正社員です。パートなど含めない一般の従業員の方でベースダウンを実施した事業所の割合がどのくらいあるのか、その辺についてはどのように把握されているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

寺山議員にお答えをいたします。

国の場合、先ほどから申し上げますように、民間の数千社を対象にして調査をいたしておりますので、そこでは、やはりダウンをされた内容、ボーナス、そういった実情も出てくるかと思っております。またさらに、県の方は県の人事委員会で佐賀県の民間との比較をしております。当市はそういった機関ございませんで、比較をいたしておりませんで、民間の

状況がどうかというのは、ちょっとわかりかねるところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

県の方は、これを実施しているわけでしょうか。鹿島市は職業安定所等があると思いますが、あそこでは有明町を含むという形になるかと思いますが、いろんな意味でこういうふうな議案を出すときには、やはりわかりやすい形というものが求められると思いますので、安定所管轄内でも結構ですので、市内及び安定所管轄内のそういうふうな事業所の割合等をぜひ調べてほしいと思います。

ということであれば、前年度の対比というものが、実質賃金のベースダウンになったのか、または横ばいなのか、その辺についてもこれはわかっていないのでしょうか、その辺はどんなでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えします。

大体、職安で調べましたら、そういった数字はわかるかと思いますが、ですけれども、この給与に関してのそういった資料を求める場合に、ただそれだけでいいのだろうかというところもあると思います。いろんな、年齢階層で市の職員との比較でどうだろうかとか、職階といますか、役職でどうだろうかとか、国レベルで考えますと、そういう形でしか比較ができないのかなというふうな気がいたしております。ただ単に、ある企業がこれだけだったからというのは当然比較にならないというふうに思っています。それを考えたときに、相当のエネルギーがやはり我々としてもあると思いますし、おっしゃるように、そういったところまで調べてからこういったことは上程すべきじゃないかというふうなことでございますけど、いかんせん資料というのが非常に、そういった意味がありまして、そこまではいっていないというふうな状況でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

全く調べられていないということで、今までも市内についてはわからないという、いろんなことでのことでありましたんですが、これは今回、1.07%という官民格差というものが発表されておりますが、厚生労働省が毎月勤労統計調査ということをとっておりますが、この4月分によれば、所定内給与は前年対比で0.4%の減にとどまっているという報告がなされているわけですね。ですが、今回の人勧では1.07で0.4の差額というものがあられるわけです。また、

人事院の民調結果というものがありますが、一般の従業員で今年度ベースダウンをした事業所の割合というものは、これは全国ですね、わずか 3.6%であるわけですね。このような厳しい雇用情勢の中でも、企業というものは働く方々の賃下げ回避というものを図っている現状もあるということも、こういうふうな状況もあるということを知っていらっしゃるのかどうか。全く人勧どおりということで、市民の皆さん、また国民の方々が公務員の賃金は高いんだと、どこでも賃下げを行っているんだと、こういうふうな錯覚を起こしがちのような、いろんなマスコミ等の発表がなされておりますが、こういうふうなことについてはどういふふうにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

先ほども申し上げましたけれども、今 0.4とかいう数字があるとか、そういったことをおっしゃいましたけれども、私どもの目安とする基礎数値というのは、どうしても人事院勧告に頼らざるを得ないと。1.07というのは、いいかげんな数字ではないと思います。8,100という事業所を年齢階層別にずっと調査をいたしまして、そういった数字を出してきておりますので、私どもは従来から人事院勧告に準じてやっていきたいというふうな基本姿勢でございますので、その数字を使わせていただいたというふうなことでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど課長の方から申し上げましたが、鹿島市は従来から人事院勧告に準じるということで、組合と私の方で話をしながら今までやってきております。

先ほどの御質問でお答えしますが、結局、給与を引き上げる場合も人事院勧告どおりということをやってきました。だから、引き下げる場合もそのとおりすると。私は、理屈としても何ら矛盾はないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

次の質問をしたいと思います。今回また4月にさかのぼっての、これは一遍給与をいただいたものを返すというふうに、簡単に言えばそういうことなんです。民間であれ、こういうふうな公務であれ、一度法的に支払われたものをさかのぼって返すと、今回実質的に4月にさかのぼって返すということが昨年に引き続き行われたわけなんです。こういうふうなことに對して不利益遡及ということで脱法行為ということも一部言われておりますが、この件についてはどのようなお考えなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

不利益不遡及の問題、これは昨年も大分議論をしていただいたと思います。同じような回答になるかとも思いますけれども、人事院とか国の見解というのは、あくまでも年間における民間との均衡をとるための措置であり、プラスのときは4月から、マイナスならば4月に実施しないということでは、国民の理解と納得は得られないと。4月から改定実施までの期間、いわゆる4月から11月でございますけど、に係る官民格差相当分については、12月の期末手当でその額を制度的に調整するよう所要の措置を行うことが情勢適応の原則にかなうものであるということで、不利益不遡及の原則には反しないといった国の見解でございます。

このことにつきましては、いわゆる現実と言っていることと……とおっしゃるかもわかりませんが、4月にさかのぼって給料表は変更しませんよと、12月1日からですよと。ただ、4月から11月までは民間との比較がありますから、その部分は調整させていただきたいと、そういった基本的な考え方でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

公務員というのは法律に基づいた賃金表があるわけですから、そういうふうな法律に基づいた一遍支払われた賃金をもらっている、それを返してくださいと、そういうふうなことは、やはり私は民間でもいけないことだし、また、こういうふうな公務でもあってはならないことというふうに思います。

そしてまた、こういうふうなことが民間への悪影響というのも考えられるというふうに思いますので、2年連続こういうふうなことが行われるということに対して、私は認められないという気持ちでおりますが、一度もらった賃金というものはもう使っているわけですね。それを返してくださいと、返す金額がないとかあるとか関係なしに今回支払うものから引き下げますよということで、払いたくなくても戻さなくてはならないと、こういうふうなやり方ですので、現金を出したり入れたりする、実際的にはないわけなんですけど、これは税金じゃありませんので、取りこぼしたりすることも全くないやり方で、何とも労働者、働く側にとってはどうすることもできないわけですね。こういうことが来年もあるんじゃないかと、ことし、去年もあったと、来年もあるんじゃないかと、こういうふうな不安等が働く意欲をやはり、失うと言ったらあれですが、欠くことにもなりかねませんので、ぜひこういうことがないような何かがないものかと。

これはもう人勧どおりだと市長はおっしゃいました。確かに、今まではベースアップ、ベ

一スアツプで人勧どおりのことをしていただいておりますので、下がったときだけ人勧はおかしいということも理がかなわないかもわかりませんが、ですが、一度やったものを取り戻すという人勧のやり方について、市長の気持ちとしてはどういうふうな気持ちをお持ちなのか、その辺だけでもお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私は専門家じゃございませんので、住民の代表としての感覚で申し上げますと、給料を上げる場合も4月にさかのぼるわけでしょう。だから、下がる場合もさかのぼっていいと、私は単純にそう思っています。

それから、基本的にやはり公務員の給与というのは民間から見るとどうなのかと。やはり私たちは鹿島市の行政というのは、鹿島市の市民なり納税者から理解が得られないと現実的に行政活動はできません。その理解が得られるか得られないかというのは、ちゃんとした仕事を一生懸命やっているかということがまず基本にあって、そして、待遇というとも住民感情としてあると思うんです。民間はこんなに苦しんでいるのに、我がたちは何も給料も下げんとかと、こういうふうな感情があると思うんですね。私は、そういうやはり一般の市民の感情というものを考慮しながらやるべきだと思いますので、今回の提案というのはいかが御理解いただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今回の人勧というものは、ボーナスについては今回で5年連続の引き下げ、そして、給与については2年というふうな、ずっとずっと引き下げがなされています。そして、これは民間が下がったから、それに合わせるためだということで公務の方も下げられて、公務の方が下げられ、民間もずっと経済的状況が悪いからということで下げられて、そういうふうな民間と公務員の相互の給与引き下げのマイナス連鎖というものが続いているわけなんです、こういうものをどこかで断ち切ることが必要になってくるわけなんです、これを民間の方が断ち切るには、やはり経済的状況、いろんなものが出てきます。ですが、どこかで断ち切ることも必要ということで私は考えるわけなんです。

それとあわせながら、こういうふうなことの連鎖が続くということは、公務員労働というものの社会的基盤というものがやはり今後掘り崩すといひますか、崩されていくんじゃないかということで、これは大きくは市民、または国民のマイナスにもつながっていくということも考えられると思ひます。そのことについて意見をお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

根本的に考え方が私と違うようでございまして、私はそうは思いません。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

先ほどの松尾議員に対する答弁の中で、給料表の比較の中で、最低が 0.5 ぐらいの引き下げ率で最高が 1.66 と申し上げまして、今ちょっと訂正のメモが来まして、高いところは 1.2 の引き下げ率ということで御訂正をお願いいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は、ただいま審議しました件について反対の討論をしたいと思えます。

今回、人事院は、官民との格差を是正するためということで2年連続で俸給の引き下げを初め、これに関連する配偶者の扶養手当の引き下げ、自宅にかかわる住宅手当の支給対象を限定するという勧告を行っております。鹿島市も、これに準じて今回の提案になっております。

さて、労働者と賃金の動向ですが、一般的にパートがふえたため、労働時間は若干減少したと言われておりますが、最大の特徴は、サービス残業が推計でも 300 時間を超えていると言われております。これはほかのところのことですが、トヨタに労基署が調査に入って、56 事業所で普通勤務で年間労働時間が平均 2,343 時間、最高は 3,560 時間、時間外労働が月平均 70 時間、最高 266 時間もあり、それがサービス残業ということで是正をされ、経営利益 1 兆 5,000 億円の利益を上げたということですね。このようなことを見ますと、まさに労働者のただ働きによって、労働者の犠牲によって莫大な利益が生み出されている。こういう民間の今日の状況ですね。

変形労働時間制は 60%、みなし労働も 8% の労働者に適用される一方、有給休暇取得率が 5% を切るという状況だそうです。このような状況のもとで、長時間労働や荷重負担による過労死、過労自殺がふえていると言われております。2002 年では、過労による労災申請が 819 人で認定が 164 人、自殺者が 341 人の申請で認定が 100 人となっているそうです。大変なこ

とです。

賃金ですが、5年連続の減少となっているわけですが、まさに賃下げの悪循環が起きているのではないのでしょうか。先ほど寺山議員も指摘をしましたが、民間が引き下げをし、マイナスの人事院勧告、それに基づいてまた民間が引き下げをするという連続の賃下げの現象が起きているわけです。

さて、この不況の波はとまるところを知らず、ますます悪くなっております。特に、この不況、消費不況と言われているわけです。ここ一、二年を見ただけでも、リストラ、倒産で働く場所をなくした人が鹿島市でもふえています。また、そのためにほかの県、市町村にいた人たちが鹿島に帰ってくる人もふえているようです。消費不況と言われるように、鹿島市内の商店などもお客がさっぱりです。行き着くところで言われております。また、商店では店を閉めようかというような人もありますが、閉めても後何をするともないと、まさに時間の問題だということも今少なくありません。そんな中、逆に年金、医療、福祉は削減をされます。負担はふえるということで、生活の悪化が非常に激しくなっています。全国の情勢と変わらず、消費内需は低迷し、景気悪化の悪循環が引き起こされていると思います。

さて、今回の改正による影響額が市の職員で約50,000千円程度、さらに鹿島市内にほかの公務員の方もいらっしゃるわけで、大体推定されるところ85,000千円という報告がなされました。特に、今回具体的に市の職員の方はボーナスから1人約165千円が少なくなるというふうなことです。このことが市内の商店その他に及ぼす影響というのは、それは大変なものがあると思います。既に昨年の引き下げの後も商店の人から非常に売り上げが減ったといういろんな声を聞きました。それから、市の職員の人の中でも、先の生活のめどが立てにくいと、また、今子供を大学にやっているけど、これからどうなるのか心配だという人もいらっしゃいました。いろんな人たちがこの中で頑張っているわけですが、

今回の引き下げは、関係者の生活不安をますます大きくすることであり、また、特に市内の消費をますます落ち込ませることにもつながり、その影響はさらに市内の農海産物の売り上げなどにも大きく影響をしていき、全体の市民を不安にさらすものとなると思います。私は、こういうことになると思われ、もう具体的にそういう事態が出ておりますが、この案件には反対をしたいと思います。

今、政府と財界は、世帯賃金から個人賃金へと賃金や税制を変えて、さらに賃下げを行う動きがあるということですが、こういうことを見逃すことはできません。そして、パートに対しては、社会保障料も取るし、税金も取るということも話が出されています。ますます大変な事態が考えられます。

市長は今後、市は本当に市民のためによくやってもらっていると、給与の引き下げなどもってのほかだと市民から言われるような行政の運営をやっていただくことを願って、今回の58号から69号までのすべての議案に対して反対の討論としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪です。私は、議案の第58号から63号までの賛成の立場で討論をいたします。

ただいまもありましたように、職員の給与というのは、これは生活給ということで、非常にこれは大切なものということを私は認識をしているところでございますが、また民間の方も、私はこの前、ちょっと民間の方とも会ったわけですが、最近は非常に民間も不景気なところもありまして、サービス残業はふえているけれども、ボーナスはことしは半分しか出んとじゃなかろうかというところもありますし、また、うちは全然出んとじゃなかろうかという話もこの前は聞いたところでございます。また、鹿島の一番大きな産業であります第1次産業、特に農林水産業においても、年間の所得が年々減ってきておるのが現状じゃなかろうかと、こう思っておりますが、そういう中に今回人事院は、従来から公務員の給与については社会情勢全般の動向を踏まえつつ、民間給与に均衡させることを基本とされており、毎年民間給与の水準を的確に把握をされまして、そのほか広く各界からの意見を聴取されまして、検討をされてきておられるわけですが、今回も約8,100民間事業所、約36万人の個人給与の実質調査をされております。これを見ますと、先ほどから説明がっておりますように、民間給与の格差が月例給で4,054円、それで1.07%の差が出ているところでございます。そういうことで、鹿島市内は1人当たりが年間平均165,201円、約50,000千円が減額になっておるようでございますけれども、とにかく現在この厳しい経済、あるいは雇用情勢を反映して、公務員の月例給が民間を上回っていることが明らかになっております。

そういうことで私は、職員の給与、あるいは技能職員の給与、あるいは水道企業職員の給与、市議会議員の報酬、それから市長、助役、収入役、教育長の給与を減額することはやむを得ないんじゃないかと、こういうふうを考えておるところでございまして、賛成をするものでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。私は、今回出されました議案については反対の立場で討論をさせていただきます。

人事院は、官民逆格差マイナス1.07%、マイナス4,054円が生じたとして、2年連続の賃下げなどを内容とする史上最悪の勧告を行いました。さらに、官民給与を4月時点で比較していることを口実に、月例給の引き下げを実質的に4月にさかのぼらせる不利益遡及の脱法行為をまたしても勧告しました。本次勧告の内容には、見過ごすことのできない大きな問題点があります。

一つには、1.07%というマイナス格差の大きさであります。厚生労働省の毎月勤労統計調査4月分によれば、所定内給与は対前年比で0.4%の減にとどまっています。また、人事院の民調結果は、一般の従業員でベースダウンを実施した事業所の割合はわずか3.6%で、厳しい情勢下でも労使が賃下げ回避を図ろうとしている民間の状況を示しています。1%台のマイナス勧告は、人事院の官民比較法への疑念を抱かせるものと言わざるを得ません。

二つには、不利益遡及にほかならない年間給与の調整措置について、昨年の個別精算方式から定率調整方式に切りかえたとはいえ、本年も賃下げを4月に遡及させたことであります。しかも、12月の一時金で調整するとしており、期末手当0.25月削減に上乘せをし、生活破壊の措置となっていることも重大であります。一度法律に基づいて支払われた賃金を4月にさかのぼって取り戻すようなやり方は、民間でも公務でもあってはならないことであります。民間への悪影響も含めて、2年連続の不利益遡及は断じて認められません。

三つ目は、諸手当の削減であります。扶養手当は配偶者の額の減であり、単収世帯への影響は少なくありません。住居手当は、新築購入から5年間と限定をされ、それ以降は廃止をされる。持ち家居住者の多くは、住宅ローンを抱えていることへの配慮は全くありません。

以上が本次人事院勧告を受けての本市の対応であり、それらにつき大まかに問題点を今申し述べましたが、今回の人事院勧告は5年連続の一時金の引き下げに加え、2年連続の俸給表の引き下げとなっています。公務員労働者の5年連続マイナスという勧告は、公務員労働者の生活のみならず、政府の社会的給付に依存する多くの国民の消費生活や地域における中小組織労働者に与える影響も大きく、現下の地域経済の悪化をさらに深刻化するものとして、断じて容認できるものではありません。

こうした公務員賃金の引き下げは、公務員の生活を圧迫するだけでなく、市内消費をさらに減退をさせ、市民生活全体を引き下げる結果ともなっております。公務員賃金の引き下げが民間の賃金水準をさらに引き下げることにつながり、消費を低迷させて、市民生活及び社会経済をますます悪化させることになりかねません。民間と公務員の相互の給与引き下げのマイナス連鎖は、市民生活の破壊につながるだけでなく、公務員労働の社会的基盤を掘り崩し、市民にとって、また国民にとって大きな損失となることが危惧されます。

以上の理由で、私は反対をするものであります。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。私は、議案第58号以下の給与条例一部改正の条例に関して賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来、反対討論の中でいろんなことが言われておりますけれども、その中で指摘をさ

れている第1点目が、市職員の皆さん方の生活設計への影響が大であるということ、また、地元経済に及ぼす影響が非常に大きい。今、寺山議員が指摘をされた、いわゆる給与の下降連鎖と申しますか、公務員が下がれば、その公務員の給与をベースにしてまた民間企業も下がっていくというような経済不況連鎖、この三つの点が指摘をされました。確かに、その三つの点は理解ができるところもあるわけですが、現在の鹿島市内における民間事業所の現状、今回人事院が勧告をいたしました給与、民間格差の調査は、従業員が100人以上、事業所規模で50人以上ある、いわゆる鹿島から見れば大企業、大きな企業の調査がなされています。その企業の8,100事業所、34万人の調査でもって1.07%のマイナス勧告がなされたということで、これを鹿島市に当てはめてみるならば、まだまだ公務員と民間との格差は非常に大きいという見方がされると思います。市民の皆様方の公務員に対する、いわゆる給与に対する感情、市民の理解は得られない。市長は先ほど、民間と市民が痛みを分け合うような形で今の不況を乗り切っていかなきゃならないというような答弁をされたわけですが、その考え方を支持をしたいと思えます。

また、この歳出減となる52,000千円に関しての使い道で、来年度以降に関しては需要額、いわゆる固定費が減るといふ考え方の中で事業費に回せる分が出てくるというような答弁もございましたけれども、ぜひそのような形で経済浮揚につながるような有効な使途を検討していただくことをお願いをして、賛成の討論にしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

午前中は、これにて休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第64号～議案第69号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6. 議案第64号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について、議案第65号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、議案第68号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号 平成15年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について、以上6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

それでは、議案第64号から68号までの5議案につきまして、それぞれの会計の補正予算の

概要につきまして一括して御説明をさせていただきたいと思っております。

議案書は、18ページから22ページでございます。

今回の補正の要因につきましては、先ほどの給与条例改正によるもののほかに、職員の人事異動による給与費の組み替え、それと決算見込みによる増減調整などがございます。

まず初めに、議案第64号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,772,893千円とするものでございます。

2ページをお願いします。

まず、歳入でございますけれども、66,000千円の減額は基金繰入金で調整するものでございます。

3ページをごらんください。

歳出を款ごとに補正額を申し上げます。

1款．議会費は 8,434千円の減額、2款．総務費は12,278千円の増額、3款．民生費は28,274千円の減額。

4ページをお願いします。

4款．衛生費は 5,660千円の増額、5款．労働費は 367千円の減額、6款．農林水産業費は 8,873千円の減額。

5ページをお願いします。

7款．商工費は 6,185千円の減額、8款．土木費は11,779千円の減額、10款．教育費は19,802千円の減額。

6ページをお願いします。

14款．予備費は 224千円の減額で、合計66,000千円の減額補正をお願いするものでございます。

以下、7ページから38ページにかけての歳入歳出補正予算事項別明細書、それから、39ページから46ページにかけての給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案第65号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

別冊の補正予算書の4ページをお願いいたします。

歳出の目ごとの補正額を申し上げます。

1目．総務管理費は 354千円の減額、3目．浄化センター費は 147千円の減額。

5ページをごらんください。

1目．建設事業費は 1,101千円の減額をお願いするものでございます。

これらの財源 1,602千円は、次のページの3款、予備費で調整いたすものでございます。
以下、7ページから13ページにかけての給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案第66号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明します。

別冊の補正予算書の4ページをお願いいたします。

1目、一般管理費ですが、720千円の減額をお願いし、これらの財源は、次のページの10款、予備費で調整いたすものでございます。

以下、6ページから12ページにかけての給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案第67号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明します。

別冊の補正予算書の4ページをお願いいたします。

1目、一般管理費で90千円の減額をお願いするものでございます。

以下、6ページから10ページにかけての給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案第68号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をいたします。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,979千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,124,444千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

以下、4ページから7ページにかけての歳入歳出予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、早足でございましたけれども、説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手讓二君）

議案第69号 平成15年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の23ページですが、別冊の補正予算（第1号）で御説明いたします。

今回の補正は、水道企業職員の給与条例の改正及び職員の人事異動等に伴って減額補正をいたすものであります。

1 ページをお願いいたします。

第2条、鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたすものであります。

第1款、事業費、第1項、営業費用は4,576千円減額し、補正後の額を357,831千円といたすものであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたすものであります。

2 ページをお願いいたします。

第1款、資本的支出、第1項、建設改良費は2,442千円を減額し、補正後の額を461,983千円といたすものであります。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費は、ただいま御説明いたしました収益的支出及び資本的支出の減額分を差し引き、補正後の額を75,489千円といたすものであります。

3 ページ以降は附属書類でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第64号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第67号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成15年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

これをもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これにて今期臨時会を閉会いたします。

午後1時14分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

会議録署名議員 10番 北原慎也

同 上 11番 寺山富子

同 上 12番 岩吉泰彦